

## 北広島市教育委員会交際費の公表に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、北広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の交際費の支出に関する情報の公表(以下「交際費の公表」という。)を行うことにより、教育行政運営の透明性の向上を図り、もって市民の教育行政に対する理解及び信頼の確保に資することを目的とする。

### (公表内容)

第2条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

2 前項の規定にかかわらず、見舞い、弔意等に係る支出に関する情報であって当該支出の相手方の権利利益の保護に関し特段の配慮が必要と認められる情報である場合その他北広島市情報公開条例(平成11年北広島市条例第2号)第6条第1項に規定する非公開情報に該当すると認められる情報である場合は、その内容を公表しないものとする。

### (支出区分)

第3条 前条第1項第1号に掲げる支出区分は、北広島市教育委員会交際費の支出の基準に関する要綱(平成28年3月 日北広島市教育委員会要綱)第4条各号に掲げるところによるものとする。

### (公表時期)

第4条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の20日までに行うものとする。

### (公表方法)

第5条 交際費の公表は、その内容を教育委員会のホームページに掲載する方法により行うものとする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。